

## 【よくある質問】

### 「授業料等免除申請について」(2022.4.1)

Q1 申請にあたって、手順を教えてください。

A1 区分により申請手順が異なります。

詳細は以下のHPよりご確認ください。

○[大学院生・留学生・海洋科学専攻科生・乗船実習科生](#)

○日本人学部学生【[2020年度以降入学生](#)】

○日本人学部学生【[2019年度以前入学生](#)】

Q2 申請に必要な、相談・問い合わせはどのようにすればいいですか？

A2 下記担当へメールにてご相談・お問合せください。その際、件名は「授業料減免について（●●（学籍番号）●●（氏名）」としてください。

担当（学生サービス課奨学係）：g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。

不公平が生じないように、問い合わせの順番通り、可能な限り早急にお返事をさせていただきます。

Q3 資料提出先を教えてください。

A3 各自の所属キャンパスに提出ください。なお、提出先は以下の通りです。

○品川地区：学生サービス課奨学係    ○越中島地区：越中島地区事務室学生支援係  
〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7    〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

Q4 資料の提出は郵送でなければいけませんか？（窓口提出は可能でしょうか？）

A4 感染症対応のための社会的要請を鑑み、原則郵送にて書類提出をお願いします。但し、特別な事情がある場合各キャンパスの担当係へ『事前に』メール連絡の上、提出を行うようにしてください。

なお、件名は「授業料減免資料提出願（●●（学籍番号）●●（氏名）」

としてください。（本文に窓口に来室する日時を記載ください）

連絡先は以下のとおりです。

○品川地区　：学生サービス課奨学係　（g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp）

○越中島地区　：地区事務室 学生支援係　（e-gaku☆o.kaiyodai.ac.jp）

※☆を@に変換ください。

**Q 5 通信環境等の問題により必要書類のダウンロードができないのですが**

A 5 原則はダウンロードをお願いしていますが、特別な事情がある場合、  
下記担当へメールにて申し出をお願いします。

**担当（学生サービス課奨学係）：g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp**

※☆を@に変換ください。

その際、件名は「授業料減免資料送付願（ ●●（学籍番号）●●（氏名）」  
本文に「送付先住所」を必ずご記載下さい。担当より書類を送付いたします。  
なお大学からの送付にはお時間を必要としますので、締切日（4月13日（水））  
までに余裕をもって申し出を行うように注意してください。

**Q 6 指導教員の署名が必要な書類はどうすればいいですか？**

A 6 提出時点では空欄で申請をしてください。

なお、後日個別に対応をお願いする可能性があります。

**Q 7 兄弟姉妹の在学証明書等取得できない書類があるのですがどうすればいいですか？**

A 7 在学証明書については学生証のコピーによる代用提出を可能としますので、  
学生証のコピーであれば提出可能である場合、ご提出ください。

**Q 8 寮に住んでいるのですが、それでも郵送による提出が必要でしょうか？**

A 8 感染症対応のための社会的要請を鑑み、原則郵送にて書類提出をお願いします。

特別な事情がある場合Q4の案内に従い、メールにて予約をするようにしてください。

**Q 9 生計維持者とは具体的に誰を示すのでしょうか？**

A 9 学生・生徒の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。  
なお、父母が生計を維持していない場合、これに替わって家計を維持している者が当  
たります。

生計維持者の詳細は以下よりご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

**Q10 課税証明書はどこに行けば取得できますか？**

A10 令和3年(2021年)1月1日に居住していた、市区町村の窓口(マイナンバーをお持ちの場合、コンビニ交付も可能)等にて、取得してください。

※記載事項に省略のない全項目証明の課税証明書を提出ください。

参考) 港区の場合

<https://www.city.minato.tokyo.jp/zeimu/kurashi/zekin/shome/juminze.html>

なお、留学生の方で、令和3年(2021年)1月1日以降に日本に来日をされた方は、提出不要です。

**Q11 コロナウイルスの関係等で家計が急変したのですが免除申請は可能でしょうか？**

A11 新型コロナウイルスが原因で家計が急変した場合は、入学金・授業料免除等による支援対象となりえます

なお、新型コロナウイルスによる家計急変の判断として、以下のいずれかの証明書、および急変後の所得を示す書類(給与明細等)等の提出が必要となります。

☆コロナウイルス家計急変申請において追加で必要となる資料

**【①証明書】**

- 新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書
- これに類するものと認められる公的証明書

**【②急変後の所得証明】**

日本国内における急変前2か月及び急変以降のすべての所得を証明する資料(給与明細等)

※生計維持者(Q9)参照全員分の提出が必要となります。

証明書等の提出が可能かどうかご確認をお願いします。

**Q12 選考結果はいつわかるのでしょうか？**

A12 選考結果につきまして、保証人の方の住所へあてて(返信用封筒を提出いただいた方は封筒に記載の住所を含め)7月下旬ごろに送付いたします。